主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人勝山内匠の上告趣意は、単なる量刑不当の主張に帰し刑訴四〇五条の上告 理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められ ない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判官	眞	野			毅
裁判官	澤	田	竹	治	郎
裁判官	产	藤	悠		輔
裁判官	岩	松	Ξ		郎